

答 申 の 概 要 - 諮問第 113 号 (短期大学附属研究所の所員名簿) -

件 名	短期大学附属研究所の所員名簿の部分開示決定に対する異議申立て
対象公文書	短期大学附属研究所の所員名簿 (平成 5 年度 ~ 平成 11 年度)
非開示理由	条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 第 3 号 (事業活動情報)
実施機関	知事 (空港企画室)
諮問期日	平成 14 年 1 月 17 日
主な論点	<p>所員名簿に記載された情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているといえるか。</p> <p>所員名簿を開示することにより、研究所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか。</p>
審査会の結論	<p>所員名簿のうち、次の部分は開示すべきである。</p> <p>(1) 氏名、職名及び専門分野。ただし、客員のうち研究所が作成した広報用パンフレットに掲載されていない者及び事務局職員の氏名を除く。</p> <p>(2) 客員の勤務先等に関する情報であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るもの</p> <p>(3) 正員の勤務先等に関する情報</p>
審査会の判断	<p>1 条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 該当性</p> <p>本件公文書には、研究所の所員ごとにその氏名、住所等の情報が記載されていることから、これらは一体として条例第 7 条第 2 号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。そこで、本件非開示部分について、以下同号ただし書ア該当性を検討する。</p> <p>(1) 氏名、職名及び専門分野</p> <p>研究所は、自然環境問題に関する産官学との共同研究や地域社会に対する環境教育の研究指導を推進し、学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元を図ることを目的として、短期大学に附置された施設である。研究所は、この目的を達成するため、地域社会、事業所、行政機関等に対する研究指導や受託研究等の事業を行うこととされている。</p> <p>研究所は、事業を円滑に行う前提として、社会的な信頼を確保することが必要であり、そのためには、研究領域や組織に関する情報を積極的に公にすることが求められる。研究所にどのような研究者が在籍しているかは社会的評価を決定づける最も重要な情報であり、研究者の氏名、職名及び専門分野は、基本的にはただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する認められる。</p> <p>しかし、客員の中には、普段は民間企業等に勤務し研究所が行う研究活動に直接参加することのない者や、氏名を公表しないことを前提に参加している者も含まれている。客員と研究所とのかかわり方は個々様々であることを考慮すると、これを正員と同様に取り扱うことはできず、客員については研究所に在籍することのみをもって、その氏名がただし書アに該当するとまではいえない。ただし、パンフレットには一部の客員の氏名が掲載されていることから、これらの者の氏名はただし書アに該当すると認められる。</p> <p>また、本件公文書には研究所の事務局職員の氏名が記載されているが、これらの者は研究活動に直接従事せず、その氏名はただし書アに該当するとは認められない。</p> <p>(2) 自宅の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号</p> <p>自宅の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号は、所員の純然たる私生活に関する情報であって研究所の事業とは直接関係がないことから、ただし書アに該当するとは認められない。</p> <p>(3) 勤務先等に関する情報</p> <p>研究員及び事務局職員については、本件公文書の勤務先等欄に研究所の名称等が記載されているが、研究所に勤務する者の勤務先が研究所であることは当然のことである。また、教授、助教授及び講師についてはその勤務先が学校法人 内の大学等であることは研究所の目的や組織等を定める 研究所規程から明らかである。したがって、これらの者の勤務先等に関する情報は、ただし書アに該当すると認められる。</p>

一方、客員の勤務先等に関する情報は、研究所の事業とは直接関係がないものであるから、基本的にはただし書アに該当するとは認められない。ただし、客員のうち一部の者については、氏名とともに勤務先等の名称がパンフレットに掲載されていることから、客員の勤務先等に関する情報であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るものは、ただし書アに該当すると認められる。

2 条例第7条第3号(事業活動情報)該当性

本件公文書に記載された情報のうち、上記1のとおり条例第7条第2号ただし書アに該当し非開示とすべきとは認められない下記の情報について、以下同条第3号該当性を検討する。

(1) 氏名(客員のうちパンフレットに掲載されていない者及び事務局職員の氏名を除く。) 職名及び専門分野

これらの情報は、上記のとおり、そもそも公にすることが予定されている情報であると認められることから、これを開示したとしても、所員の確保が困難になったり、研究所の活動に支障が生ずるとは考えられず、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

また、本件公文書が実施機関の要請により公にしないと条件で任意に提供されたものであるとしても、これらの情報は、そもそも公にすることが予定されている情報であると認められることから、当該条件を付することが合理的であるとはいえず、条例第7条第3号イに該当するとは認められない。

(2) 客員の勤務先等に関する情報であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るもの及び正員の勤務先等に関する情報

これらの情報は、上記(1)のとおり、そもそも公にすることが予定されている情報であると認められることから、条例第7条第3号ア又はイに該当するとは認められない。